

令和8年度

神奈川県
商店街魅力アップ事業費補助金
募集要項

【募集期間】令和8年3月2日（月）～4月16日（木）

- ※ 郵送の場合は、上記期間の消印有効です。持参の場合は、平日の8時30分から17時15分まで受付可能です。
※ 募集締切日に提出する場合は、下記の【お問合せ・応募先】まで事前に電話連絡をお願いします。

【お問合せ・応募先】

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課 商業まちづくりグループ

電話番号 : 045-210-5612（直通）

電子メール : machizukuri-shoryu.tn8b@pref.kanagawa.lg.jp ※「lg」は「エルジー」

ホームページ : <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2w/miryokuappu/r08bosshu.html>



- この補助事業の実施は、神奈川県議会における令和8年度当初予算案の議決が条件になります。

目次

I 補助金の概要	1. 目的..... 1 2. 補助対象者・補助対象事業・補助対象期間・補助率・補助上限額等..... 1 3. 重点取組事業の取組例等..... 2 4. 重点取組事業に応じた個別注意事項..... 2
II 手続の主な流れ 4
III 補助要件・補助対象経費	1. 補助要件..... 5 2. 補助対象経費の要件..... 5 3. 補助対象経費の割合等の制限..... 5 4. 補助対象経費の詳細..... 7 5. 補助対象とならない経費..... 9 6. 経費・その他の注意事項..... 9
IV 応募（事業計画書提出）方法	1. 提出書類..... 10 2. 募集期間..... 10 3. 県への提出方法..... 10 4. 「事業計画に係る推薦依頼書（様式1-3）」の提出方法..... 11
V 事業計画書の審査	1. 審査における考え方..... 12 2. 審査方法..... 12 3. 補助対象事業の採択通知と公表..... 12

令和8年3月

神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課

I 補助金の概要

1 目的

商店街の集客力の強化を図るため、「未病を改善する取組」、「共生社会の実現に向けた取組」、「インバウンドへの取組」、「脱炭素社会の実現に向けた取組」など、商店街が自らの魅力を高めるために行う事業を支援します。

2 補助対象者・補助対象事業・補助対象期間・補助率・補助上限額等

補助対象者	ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する商店街の事業協同組合 イ アに掲げる以外の法人化された商店街又は商店会 ウ ア及びイに掲げる以外の商店街又は商店会 エ 過去に県の若手商業者連携支援事業で事業を実施した商業者団体 オ 商店街又は商店会を主たる構成員とする実行委員会であり、その構成員が一市町村内（政令市に限っては同一区内）に留まる商業者団体 カ 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会又は商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所（商店会のないエリアにおいて、店舗を取りまとめて事業を実施する場合に限ります。） キ 重点取組事業のうち、「① 未病を改善する取組」及び「② 共生社会の実現に向けた取組」については、上記に加えて商店街団体等と連携して事業を行う団体のうち、特に知事が認める者 ※ 県内に存在し、県内で主たる活動を行う者に限ります。 また、特定の事業の振興を目的とする団体（例えば、〇〇協会、〇〇業組合等）は、ここでいう商店街団体等には該当しません。 ※ ア〜エについて、構成員の過半数が県内中小企業者（県個人事業税又は法人県民税の対象となる事業者のうち、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第1号から第4号に規定する者）であるものに限ります。 ※ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、次のいずれにも該当がないこと。 「ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団」「イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員」「ウ 法人にあっては、代表者又は役員のうちイに規定する暴力団員に該当する者があるもの」「エ 法人格を持たない団体にあっては、代表者がイに規定する暴力団員に該当するもの」	
	賑わい創出事業	重点取組事業
補助対象事業 ※いずれかの事業を選択して応募	地域住民等のニーズを踏まえて賑わい創出のために新たに行う取組 <取組例> ・プロのコツを教えるミニ講座の実施 ・地域資源を活用し、広く誘客を図る取組	商店街の魅力アップを図るため、次のいずれかの取組を重点的に行う事業 ※ 取組例はP2を参照 ① 未病を改善する取組 ② 共生社会の実現に向けた取組 ③ インバウンドへの取組 ④ 脱炭素社会の実現に向けた取組 ⑤ 小規模団体の取組 ⑥ 複数の商店街団体等が連携して実施する取組 ⑦ 日産自動車追浜工場の車両生産終了等・米国関税対応に係る取組
	※ 日常的な集客に結びつかない1年のみの単発の事業は補助対象外です。	
募集期間	令和8年3月2日（月）から令和8年4月16日（木）（消印有効）【必着】 ※ 応募方法はP10「IV 応募（事業計画書提出）方法」参照	
補助対象期間	交付決定日 から 令和9年3月31日（水）まで	
補助率	補助対象経費（税抜）の1/3以内	補助対象経費（税抜）の1/2以内
補助上限額	250万円（「⑤ 小規模団体の取組」は50万円）	
	うち、「施設整備関係費（ハード事業関係費）」は150万円 かつ、経費全体の70%以内	うち、「施設整備関係費（ハード事業関係費）」は150万円（「⑤ 小規模団体の取組」は25万円） かつ、経費全体の70%以内
補助下限額	5万円	

3 重点取組事業の取組例等

(1) 応募する際は、取組例を参考に、次の①～⑦から一つを選択してください。

① 未病を改善する取組 ※4の「① 未病を改善する取組」の個別注意事項への対応が必要です。

取組例	健康メニューの提供、料理教室の実施、測定機器等を利用した健康測定・健康相談など
-----	---

※ 県が行っている「未病対策」についての詳細は、下記ホームページをご確認ください。
(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/cz6/me-byokaizen/index.html>)

② 共生社会の実現に向けた取組 ※4の「② 共生社会の実現に向けた取組」の個別注意事項への対応が必要です。

取組例	障がいのある方も参加しやすい商店街イベントによる社会参加の機会の提供、買物弱者への出張販売や商店街等に送迎するサービスの取組など
-----	--

※ 県が行っている「共生社会の推進に係る取組」についての詳細は、下記ホームページをご確認ください。
(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m8u/ent/f535463/kyouseishakai.html>)

③ インバウンドへの取組

取組例	商店街観光ツアーや多言語表記案内・マップ作成などによる外国人来街者の増加に向けた取組、来街者へのキャッシュレスに関する周知案内等の作成等の取組など
-----	---

④ 脱炭素社会の実現に向けた取組

取組例	温室効果ガス排出量削減に向けた取組を実施する店舗を巡るスタンプラリー、フードドライブ等のフードロス対策、廃油再生等のリサイクル、リサイクルボックスの設置や回収物の商店街ポイント等による還元 など
-----	---

⑤ 小規模団体の取組 ※4の「⑤ 小規模団体の取組」の個別注意事項への対応が必要です。

取組例	地域住民等のニーズを踏まえ魅力アップのために新たに行う取組 (P1の賑わい創出事業の<取組例>を参照)
-----	---

⑥ 複数の商店街団体等が連携して実施する取組

※4の「⑥ 複数の商店街団体等が連携して実施する取組」の個別注意事項への対応が必要です。

取組例	2者以上の商店街団体等が連携して行う集客力の強化につながるイベントなど
-----	-------------------------------------

⑦ 日産自動車追浜工場の車両生産終了等・米国関税対応に係る取組 ※4の「⑦ 日産自動車追浜工場の車両生産終了等・米国関税対応に係る取組」の個別注意事項への対応が必要です。

取組例	日産自動車追浜工場の車両生産終了等・米国関税による影響を受ける可能性がある商店街が行う集客力の強化につながるイベントなど
-----	--

(2) 重点取組事業で応募する場合は、次の要件を満たす必要があります。

- 重点取組事業に該当する補助対象経費の経費割合が補助対象経費全体の60%以上であること。(P5を参照)
※ 重点取組事業を選択した場合でも、取組内容によっては賑わい創出事業に該当する事業も実施可能ですが、賑わい創出事業に該当する事業の経費が補助対象経費全体の40%を上回る場合は不採択になります。
- 各個別の事業において、下記「4 重点取組事業に応じた個別注意事項」に対応すること。

4 重点取組事業に応じた個別注意事項

≪「① 未病を改善する取組」の個別注意事項≫

- ア 県健康増進課が提供するチラシ若しくはポスターの掲示すること。【必須】
- イ 事業を告知するホームページやチラシに、指定するデータを掲載すること。【推奨】
- ウ 商店街が管理するSNSによる県健康増進課情報発信ツールの周知。【推奨】
 - ・ X https://x.com/me_byo_man
 - ・ Instagram https://www.instagram.com/me_byo_man/
- エ 県健康増進課による未病改善に係る普及啓発ブースの出店機会の提供。【推奨】

≪「② 共生社会の実現に向けた取組」の個別注意事項≫

- ア 「ともに生きる社会かながわ憲章」のチラシ、ポスター又はのぼり旗(※ポール、注水台はありません)を商店街、イベント会場等で掲示。【必須】
- イ 事業を告知するホームページやチラシに、指定するデータを掲載すること。【必須】
 - ※ 掲示・掲載に必要なデータは交付決定以降に別途、提供します。
- ウ 「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」の理解に向けた、県による商店街での役員会等での説明やイベント等での周知活動の機会の提供。【推奨】

≪「⑤ 小規模団体の取組」の個別注意事項≫

- ア 過去に本補助金（「⑤ 小規模団体の取組」を除く）の交付を受けたことがなく、令和8年3月1日時点の正会員数が40以下の団体であること。
- イ 交付申請までに、県が指定するアドバイザー派遣を受けること。（本募集要項表紙の「お問合せ先」にご相談ください。）

≪「⑥ 複数の商店街団体等が連携して実施する取組」の個別注意事項≫

- ア 補助確定額は、応募時に代表となっている商店街団体等の口座に全額振り込みます（このことについて、応募様式に連携団体間の同意が取れていることを記載する欄があります）。連携団体ごとに分けて振り込むことはできませんので、事業費については、よく連携団体間で調整のうえ、ご応募ください。
- イ 小規模団体（令和8年3月1日時点で正会員数が40以下）のみで連携する場合、県のアドバイザー派遣を必ず利用してください。
- ウ 複数の商店街団体で構成される商店街連合会や実行委員会等であっても、その団体単独では本事業に応募できません。（A連合会×B連合会など、別の連合会同士での連携事業は応募可能です。）
- エ 本事業に応募した団体（連携団体も含む）は、更に単独及び同団体が含まれる商店街連合会、実行委員会で、別の事業に応募はできません。

【連携団体の応募の例】

次の例のような応募も可能です。（A商店街・B商店街が連携して応募する場合の例）

- ・次の①～③の事業を実施。各事業区分を県が次のとおり判定。
- ① A B商店街をめぐる観光ツアー（重）（「重点取組事業」）
- ② A商店街での集客イベント（販）（「販わい創出事業」）
- ③ B商店街でのまちゼミ開催（販）（「販わい創出事業」）

事業区分	事業	対象経費（内容）及び金額（税抜）	補助対象経費	経費割合
重点取組事業	① A B商店街をめぐる観光ツアー	・委託費等（ツアーガイド等）：計35万円 ・広告宣伝費（チラシ作成）：計35万円	70万円	70%
販わい創出事業	② A商店街イベント ③ B商店街まちゼミ	・出演料・消耗品費等：計15万円 ・広告宣伝費・事務運搬費等：計15万円	30万円	30%

⇒「重点取組事業」に該当する事業の経費が補助対象経費全体の60%を上回るため、**応募可能。**
 ※ 60%以上の場合でも、その割合によって選考委員会において減点となることがあります。

≪「⑦ 日産自動車追浜工場の車両生産終了等・米国関税対応に係る取組」の個別注意事項≫

- ア 日産自動車追浜工場の車両生産終了等・米国関税による影響を受ける可能性がある団体による取組であること。
- イ 影響の内容及び理由については、応募時に記載が必要です。
 ※応募時の記載内容をもとに、次項「Ⅱ 手続の主な流れ」に記載の選考委員会において、日産自動車追浜工場の車両生産終了等・米国関税による影響を受ける可能性があり、必要性が明らかと認められる場合、本取組の対象となります。

II 手続の主な流れ

応募(事業計画書 提出)(4月16日(木)締切)※ P10「IV 応募(事業計画書提出)方法」参照

- ・締切日時時点で書類の不備・不足がある場合は、減点や不採択となることがありますので、十分注意してください。

選考委員会実施(5月中旬予定) ※ P12「V 事業計画の審査」参照

- ・選考委員会で補助対象事業の審査を行います。(選考に当たり、県が市町村に意見を照会します。)
- ・応募者等に対面でヒアリングを行い、その内容を踏まえて選考します。

採択(6月初旬予定)

- ・採択結果及び交付申請可能額等を内示します。
- ・採択結果により、交付申請可能額が応募時より減額される場合があります。

アドバイザー派遣 ※1 応募前の派遣も可能です。

- ・補助事業の実施方法や内容等の相談のため、県が指定するアドバイザーを派遣します。
(重点取組事業「⑤ 小規模団体の取組」及び「⑥ 複数の商店街団体等が連携して実施する取組」において小規模団体のみで応募する場合は必須。それ以外は、希望する場合のみ。)

交付申請(交付申請書 提出)*原則として11月2日(月)までに申請してください。【必着】

- ・採択された事業計画と内容が大きく異なる場合や書類に不備がある場合、不交付となる場合があります。
- ・11月2日(月)を過ぎての申請は、不交付となります。やむを得ない事情がある場合は10月14日(水)までに必ずご相談ください。

交付決定通知

- ・交付決定前に着手(発注・契約等)した場合、当該経費は補助対象外となります。
- ・不備のない交付申請書類が整ってから、概ね2週間程度かかります。

事業実施(令和9年3月31日(水)まで)

- ・交付決定時の経費割合や事業内容が交付決定時と異なると、交付を取り消す場合があります。やむを得ない事情がある場合は必ず事前にご相談ください。

事業実施状況確認検査

- ・必要に応じて実施します。

実績報告書 提出*「補助事業完了日から30日を経過する日」又は「令和9年4月20日(火)」のいずれか早い日まで【必着】

- ・提出書類に不備・不足がある場合、県から修正や追加の書類提出を依頼します。

補助金額の確定・交付

- ・実績報告書に記載した指定口座に補助金を入金します。

効果検証

- ・補助事業終了後3年間にわたって補助事業の効果の検証が必要となります。

Ⅲ 補助要件・補助対象経費

1 補助要件

- 応募する年の3月1日時点で、規約・会則等により代表者の定めがある組織で構成されており、かつ3か月以上の活動実績があること。
- 本補助金の活用が3年を超えた事業でないこと。
- 概ね3年間で実現する目標や、それを実現するプロセスが明確であること。(※1)
- 商店街の「歩行者通行量」、「年間売上高」及び「会員や地域住民の満足度等」について、事業実施効果が継続して見込まれること。
- 「⑦ 日産自動車追浜工場の車両生産終了等・米国関税対応に係る取組」の場合、日産自動車追浜工場の車両生産終了等・米国関税による影響を受ける可能性があること。
- 重点取組事業に応募する場合は、P2「3 重点取組事業の取組例等」(2)の要件を満たすこと。また選択した重点取組事業であることを事業実施時に対外的に明確に周知すること。
- 事業実施に伴う効果を確認するため、「歩行者通行量」及び「年間売上高(※2)」について、実数の把握を行うこと。また「会員や地域住民の満足度等(※3)」について、アンケート等を行うこと。
- 補助終了後3年間にわたって補助事業の効果を検証すること。また、県から求めがあった場合には、その検証結果を速やかに県に報告すること。
- 日産自動車追浜工場の車両生産終了等・米国関税による影響を受ける可能性があるとした団体については、別途、県から求めがあった場合には、影響に関する状況を報告すること。
- 団体名、所在地及び取組に関する事項の公表(県のホームページ等)に同意すること。

※1 本補助金は、新たな事業の立ち上げを最大3年間支援するものであり、3年計画に沿って事業を推進いただく必要があります。また1回の応募で3年間分をまとめて応募するものではなく、各年度ごとに応募が必要です。なお、採択1年目又は2年目の場合でも、翌年度以降の補助金の交付を約束するものではありません。

※2 「年間売上高」は、原則として商店街等を構成する正会員の半数以上の店舗の年間売上高の総計が必要です。

※3 「会員や地域住民の満足度等」は、書面配布によるアンケート調査、街頭パネルアンケート(パネルにシールで回答)、各店舗への聴取、SNS等による調査などにより実施してください。

2 補助対象経費の要件

補助対象となる経費は、次を満たす必要があります。

- ・補助事業は令和9年3月31日(水)までに完了し、交付決定日から補助事業完了日までに「発注・契約・購入・納品・支払い・補助事業実施」等の全てが含まれること。
- ・補助事業を実施するために必要な経費と認められること。
- ・経費支出の証拠書類によって支払金額が確認できること。
- ・経費支出の証拠書類によって経費の内容を具体的に把握でき、かつ数量等が明確に特定できること。
- ・補助事業以外の経費(補助事業以外の通常事業・取引等)と明確に分離できること。

3 補助対象経費の割合等の制限

(1) 重点取組事業の経費割合について ※「賑わい創出事業」での応募の場合は除く。

重点取組事業に該当する補助対象経費の経費割合が、補助対象経費全体の60%以上であることが必要です。

【不採択となる例】

(重点取組事業「② 共生社会の実現に向けた取組」を選択した例)

・次の①～③の事業を実施。各事業区分を県が次のとおり判定。

- ① 買い物バスの改修(重) (「重点取組事業」)
- ② 買い物弱者支援に関わらない集客イベント(賑) (「賑わい創出事業」)
- ③ チラシでの告知(①②を告知)(賑・重) (「賑わい創出事業」と「重点取組事業」) (※2)

※2 経費を1/2ずつ按分(明確に分割可能な場合はその割合で按分)

事業区分	事業	対象経費(内容)及び金額(税抜)	補助対象経費	経費割合
重点取組事業	①買い物バスの改修 ③チラシでの告知	・工事関係費(バス改修):130万円 ・広告宣伝費(チラシ作成):35万円(70÷2)	165万円	55%
賑わい創出事業	②集客イベント ③チラシでの告知	・出演料・借料・消耗品費・委託費(歌手出演料・会場借料・事務用品・運営委託):計100万円 ・広告宣伝費(チラシ作成):35万円(70÷2)	135万円	45%

⇒「重点取組事業」に該当する事業の経費が補助対象経費全体の60%を下回るため、**不採択**

※ 60%以上の場合でも、その割合によって選考委員会において減点となることがあります。

(2) 「施設整備関係費(ハード事業関係費)」の経費割合について

補助上限額250万円(重点取組「⑤ 小規模団体の取組」は50万円)のうち、「**施設整備関係費(ハード事業関係費)**」の経費は70%以内であることが必要です。(これを超える場合は不採択になります。)

※「施設整備関係費(ハード事業関係費)」は、ソフト事業の実施に必要な不可欠と明確に認められる場合に限り補助対象とします。

【不採択となる例】

細目	対象経費(内容)	税抜金額合計	経費割合
企画運営費 (ソフト事業関係費)	・消耗品費(事務用品) ・広告宣伝費(ホームページ作成費)	40万円	27%
施設整備関係費 (ハード事業関係費)	・工事関係費(イベント拠点の改装)	110万円	73%

⇒「施設整備関係費(ハード事業関係費)」の合計が補助対象経費全体の70%を超えるため、**不採択**

※ 70%以内の場合でも、その割合によって選考委員会において減点となることがあります。

(3) 「施設整備関係費(ハード事業関係費)」の上限額について

150万円(重点取組事業「⑤ 小規模団体の取組」は25万円)です。総事業経費が同じでも、「施設整備関係費(ハード事業関係費)」の割合や金額により、全体の補助額が変わる場合があります。

【補助額の例】

①総事業費600万円、補助率1/2、企画運営費180万円、施設整備関係費420万円の場合 ⇒ **補助額240万円**

	補助対象経費	補助率	補助率を乗じた額	(費目上限額)	補助率を乗じた額と費目上限額と比較し低い額	(補助上限額)
	a	b	c(=a*b)	d	e(=min(c, d))	f
企画運営費(ソフト事業関係費)	1,800,000	1/2	900,000	(なし)	900,000	-
施設整備関係費(ハード事業関係費)	4,200,000		2,100,000	(1,500,000)	1,500,000	-
合計	6,000,000	-	-	-	2,400,000	(2,500,000)

②総事業費500万円、補助率1/2、企画運営費350万円、施設整備関係費150万円の場合 ⇒ **補助額250万円**

	補助対象経費	補助率	補助率を乗じた額	(費目上限額)	補助率を乗じた額と費目上限額と比較し低い額	(補助上限額)
	a	b	c(=a*b)	d	e(=min(c, d))	f
企画運営費(ソフト事業関係費)	3,500,000	1/2	1,750,000	(なし)	1,750,000	-
施設整備関係費(ハード事業関係費)	1,500,000		750,000	(1,500,000)	750,000	-
合計	5,000,000	-	-	-	2,500,000	(2,500,000)

4 補助対象経費の詳細

消費税及び地方消費税は、補助対象となりません。

消費税及び地方消費税が含まれる不備が多いため、必ず確認してください。

細目	No	対象経費	内容・条件
企画 運営費 (ソフト 事業 関係費)	1	専門家 経費	<p>事業の遂行に必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払われる経費（交通費含む。）</p> <p>※ 謝金の単価は、各事業者の内規等によりその単価の根拠が明確で、かつ社会通念上相当なものであること。</p> <p>※ 依頼する業務内容は、事前に書面等を取り交わして明確にすること。（内容に関する詳細な資料の提出を求めています。）</p> <p>※ 県のアドバイザー派遣を希望する場合は別途ご相談ください。</p>
	2	出演料	<p>イベント等を実施するために必要なパフォーマー等への出演費（交通費含む。）</p> <p>※ 出演料の単価は、各事業者の内規等によりその単価の根拠が明確で、かつ社会通念上相当なものであること。</p> <p>※ 依頼する業務内容は、事前に書面等を取り交わして明確にすること。（内容に関する詳細な資料の提出を求めています。）</p>
	3	賃金	<p>事業の遂行に必要な業務・事務を補助するために事業実施期間に雇用した者のアルバイト代に要する経費（交通費含む。）</p> <p>※ 雇用する者は、応募団体の役員、会員、会員の雇用者及び会員の家族（同一生計世帯）でないこと。</p> <p>※ 該当事業に限定した雇用とみなされない場合は、補助対象外（例：既存のアルバイト従業員への給料等）</p>
	4	広告 宣伝費	<p>広告物（チラシやポスターなど）、ウェブサイト、看板等の作成、広告掲載等の広報活動（印刷製本経費等含む。）に関する経費</p>
	5	借料	<p>事業の遂行に必要な会場の使用料、イベント設備、機械・装置等のレンタル・リース（車両はレンタルのみ）に係る経費</p> <p>※ 既に別事業のために使用しているものは補助対象外</p> <p>※ 補助事業に要する経費のみとし、契約期間が補助事業実施期間を越える場合は、補助事業実施期間分の経費で、かつ支払い等終了しているもののみ補助対象</p>
	6	家賃	<p>事業の遂行に必要な拠点等に係る家賃</p> <p>※ 本事業開始年度のみ補助（事業開始のため新たに契約した場合に限る）</p> <p>※ 対象始期は交付決定日の属する月の翌月1日（ただし、交付決定日が1日の場合は、その月）からとし、対象終期は補助事業実施期間の最終日が属する月とする。</p> <p>※ 商店街の空き店舗等を活用した拠点に係るものに限るが、大型商業施設等のテナントは除く。ただし、中小企業者の集まりである共同店舗棟とみなされる場合はこの限りではない。</p>
	7	消耗品費	<p>耐用年数が1年未満又は1個若しくは1組の金額が10万円未満のもの購入に要する経費</p> <p>※ イベントの参加商品等として、無料配布するものは「景品」となり、名産品以外は補助対象外（No. 8を参照）</p> <p>※ 子ども食堂などの運営で発生する材料費等は、当該補助事業が無料又は実費相当額で運営されるものに限り補助対象</p>

細目	No	対象経費	内容・条件
企画 運営費 (ソフト 事業 関係費)	8	景品費 (名産品 に限 る。)	<p>広告物以外で無料配布するもののうち、<u>名産品に係る経費</u> <名産品の定義> 次のうち、商店街団体等で名産品としての合意を得たもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商店街等で通常販売している、独自性がある商品・サービス、地域の特産品 ・商店街のノベルティグッズ <p>※ 補助額の上限は 10万円</p>
	9	事務 運搬費	<p>資料作成費、資料購入費、会議費、商標等取得経費、振込手数料、郵便代（宅配便、運送業者への荷造り及び運賃等）</p> <p>※ 他の経費に付随する場合、その経費に合算して計上することも可（例：出演料の振込手数料を「出演料」に計上 等）</p>
	10	商品 開発費	<p>新商品や包装の試作開発に伴う原材料費や設計、デザイン、製造、改良、加工に要する経費</p> <p>※ 実際に販売する商品や包装等の生産費用は補助対象外</p>
	11	委託費	<p><u>下記 No. 12、13 を除く、事業運営に伴い委託する経費</u></p> <p>例 1：イベント保険加入に係る経費 例 2：特定のイベントに係る企画運営委託やステージ等の設置委託 ※ イベント後も継続して設置するものは、原則「施設整備関係費（ハード事業関係費）」 例 3：販路開拓（集計・分析費等）に係る経費 例 4：地域住民の満足度等に係る事業実施年度の効果測定に係る経費 例 5：システム開発費（事業の遂行に使用される専用ソフトウェア・情報システム等の構築等）に要する経費</p> <p><u>委託において下記の「施設整備関係費（ハード事業関係費）」が含まれる場合、当該経費は、「施設整備関係費」として計上すること。</u></p> <p>※ 委託する業務内容は、事前に書面等を取り交わして明確にすること。 （内容に関する詳細な資料の提出を求める場合があります。）</p>
施設整備 関係費 (ハード 事業 関係費)	12	工事 関係費	<p>事業の遂行に必要な改装、工事費用等（車両を事業用に転用するための改修を含む。）</p>
【補助額 上限】 合計 150万円 (小規模は25万円) 【経費割合】 70%以内	13	什器 備品費	<p>事業の遂行に必要な機械・装置等の購入に係る経費（消耗品費（上記 No. 7 を参照）に該当しないもの）</p> <p>※ 車両の購入経費は補助対象外 ※ 汎用性のあるもの（パソコン、テレビ、カメラ、照明機器、ネットワーク関連機器、冷蔵庫、エアコン、調理機器、空気清浄機等の電気製品、家具類、楽器等）については、年間を通して利用するものの購入のみ補助対象。それ以外はレンタル・リース費用のみ補助対象（上記 No. 5 を参照）</p>

5 補助対象とならない経費

- ア 消費税及び地方消費税
- イ P7「4 補助対象経費の詳細」に該当しない経費
- ウ 光熱水料、プロバイダ契約料・使用料、インターネット回線使用料
- エ 茶菓、飲食、奢侈、娯楽、接待に係る経費
- オ 支払の確認ができない（領収書・請求書・見積書・金融機関の振込票等がない）経費
- カ 交付決定日より前又は令和9年4月1日（補助対象期間の最終日の翌日）以降に、「発注・契約・購入・納品・支払い・補助事業実施」等を実施したもの
- キ 賞金に充当する経費（金券、図書券、旅行券、商品券など）
- ク 販売を目的とした商品（材料や容器を含む。）
- ケ 商店街が発行する商品券のプレミアム（上乘せ）分に充当する経費
- コ 補助金の応募・交付申請・実績報告等の書類作成、送付、手続に係る費用
- サ リース・レンタル用品の破損・紛失・盗難等による賠償に係る費用
- シ 市場価格と比較して明らかに高額である経費
- ス 関係規則で定める補助対象外経費
- セ 日常的な集客に結びつかない単発のイベント事業に係る経費
- ソ 神奈川県以外の区域外に設置する施設を整備する事業に係る経費
- タ 法令規則条例等に抵触する施設を整備する事業に係る経費
- チ 街路灯・アーケードの建替え、LED電球への取替え又は改修等施設の整備のみに関する事業に要する経費
- ツ 公序良俗に反するもの
- テ 公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
- ト その他知事が適当でないと認めた経費

6 経費・その他の注意事項

- ・参加費を徴収して実施するイベント等の場合、参加費は収入に当たりますので、総事業経費から収入分を控除したものが補助対象経費となります。参加費を徴収する場合は事前にご相談ください。
- ・見積書・仕様書等経費に係る書類の原本を確認する場合があります。
- ・「施設整備関係費（ハード事業関係費）」については、商店街団体等で管理者及び管理方法について合意を得てください。
- ・補助対象経費の中に、応募する団体内での自社調達又は関係会社からの調達がある場合、調達先の選定方法の如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられることから、利益等相当分を補助対象経費から除く場合があります。

IV 応募（事業計画書提出）方法

1 提出書類

応募書類は、次の書類に必要な事項を記入のうえ、本募集要項表紙に記載の【お問合せ・応募先】へ提出してください。（様式は、県のホームページからダウンロードできます。）

【提出書類一覧】

No.	県に提出する書類
1	「神奈川県商店街魅力アップ事業計画書（応募）（様式1-1）」【必須】
2	事業計画書で指定する次の添付書類【必須】
	ア 地図（事業を実施するエリアがわかるもの）
	イ 会員名簿（会員の住所が記載されたもの）
ウ 組織図（組織の内部構造を体系的に図式化したもの）	
3	団体の定款又は規約【必須】
4	「神奈川県商店街魅力アップ事業計画に係る商店街団体等からの意見書（様式1-2）」【必要に応じて】 ※ 重点取組事業のうち、「① 未病を改善する取組」又は「② 共生社会の実現に向けた取組」を商店街団体と連携して事業を行う団体が応募する場合に必要となります。
5	その他参考資料【任意】 ※ 必要に応じて提出してください。
公益社団法人商連かながわに提出する書類	
6	「神奈川県商店街魅力アップ事業計画に係る推薦依頼書（様式1-3）」【必要に応じて】 ※ 応募者が公益社団法人商連かながわからの推薦を希望する場合に必要となります。推薦された場合、選考委員会での加点項目となります。

2 募集期間

令和8年3月2日（月）から令和8年4月16日（木）まで【必着】

※ 郵送の場合は、上記期間の消印有効です。持参の場合は、平日の8時30分から17時15分まで受付可能です。

※ 募集締切日に提出する場合は、本募集要項表紙に記載の【お問合せ・応募先】まで事前に電話連絡をお願いします。

3 県への提出方法

県に提出するもの：上記【提出書類一覧】のNo. 1～5の書類

- ・原則として、申請書類一式を電子メールにより下記のとおり提出してください。
- ・応募書類一式の提出先を誤ると受領できず、応募が無効となる場合がありますので、間違いのないようご注意ください。

電子メールの場合 ※ 容量が5メガバイトを超える場合は、分割して送信してください。

- 上記【提出書類一覧】のNo. 1～5のデータを下記アドレスに送信してください。
- 件名やファイル名は次のとおり記載してください。

《電子メールの件名（タイトル）》

「令和8年度神奈川県商店街魅力アップ事業計画書（応募団体名）」

《メールに添付する「事業計画書（応募）（様式1-1）」のファイル名》

「1_商店街魅力アップ事業計画書（応募団体名）」

《その他の添付する電子データのファイル名》

「上記【提出書類一覧】に準じた番号_書類名称（応募団体名）」

※ 参考資料は、電子データ化したうえで、事業計画書と併せて送信してください。

【応募書類送信先】

machizukuri-shoryu.tn8b@pref.kanagawa.lg.jp ※lgは「エルジー」

書面（郵送等又は持参）の場合 ※メールでの提出ができない場合に限りです。

- 提出書類一式を本募集要項表紙の【お問合せ・応募先】まで提出してください。
- 提出のあった書類は返却できませんのでご了承ください。
- 持参の場合は、予め電話にてご連絡のうえお越してください。

【郵送・持参の方法】

- 提出書類は片面印刷にしてください。
- 全ての書類（「事業計画書（応募）（様式1-1）」、必要書類）をダブルクリップで綴じてください。
- 電子媒体はCD-R等の再書込み不可な媒体での提出をお願いします。（CD-R等での提出が困難な場合は、本募集要項表紙の【お問合せ・応募先】までご連絡ください。）
- 電子媒体には、ラベル等で次のとおり記載してください。
「令和8年度商店街魅力アップ事業計画書（応募団体名）」
- 電子媒体に保存するファイル名は次のとおり記載してください。
《「事業計画書（応募）（様式1-1）」のファイル名》
「1_商店街魅力アップ事業計画書（応募団体名）」
《その他の電子データのファイル名》
「前記【提出書類一覧】に準じた番号_書類名称（応募団体名）」
※ 参考資料は、電子データ化したうえで、事業計画書と併せて電子媒体でも提出してください。
- 封筒の表面に「神奈川県商店街魅力アップ事業計画書在中」と朱書きしてください。

【応募書類提出先】

〒231-8588

横浜市中区日本大通1

神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課商業まちづくりグループ

4 「事業計画に係る推薦依頼書（様式1-3）」の提出方法

公益社団法人商連かながわからの推薦を希望する場合のみ提出が必要となります。推薦された場合、選考委員会での加点項目となります。

- 様式1-3に必要な事項を記入し、「神奈川県商店街魅力アップ事業計画書（応募）（様式1-1）」の写しを添付して下記「公益社団法人商連かながわ」あて提出してください。なお、持参の場合は、下記の公益社団法人商連かながわあてに、事前に電話にてご連絡ください。
- 提出のあった書類は返却できませんのでご了承ください。

【「事業計画書に係る推薦依頼書（様式1-3）」の提出先】

〒231-0015 横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センター3階

公益社団法人商連かながわ

【公益社団法人商連かながわ連絡先】

電話番号 045-633-5184

FAX 045-633-5185

V 事業計画書の審査

応募のあった事業計画について、有識者からなる選考委員会にて審査を行います。

1 審査における考え方

(1) 審査内容

- ・本補助制度の目的に合致しているか。
- ・関係規定を順守しているか。
- ・商店街全体への波及効果が高く、商店街として実施する必要性があるか。
- ・賑わい創出事業又は重点取組事業として、明確な内容になっているか。
(経費割合を満たしているか、各事業が重点取組事業・賑わい創出事業のどちらに該当するかを判定します。)
(「⑦ 日産自動車追浜工場の車両生産終了等・米国関税対応に係る取組」の場合、日産自動車追浜工場の車両生産終了等・米国関税による影響を受ける可能性があること。)
- ・商店街の抱える課題や地域住民のニーズ等を明確に捉えているか。
- ・施設整備・建物改修・什器備品等の購入自体が目的となっていないか。
(同経費が、補助事業実施のために必要不可欠な要素であるか。「施設整備関係費(ハード事業関係費)」が、ソフト事業の実施に必要不可欠と明確に認められるか。)
- ・補助事業の実施に必要な経費であり、金額の根拠が明確か。
- ・商店街への誘客強化の目標(歩行者交通量の増加、年間売上高の増加及び地域ニーズの充足等)が適切に設定されているか。また、目標実現のための事業構成となっているか。
- ・事業実施体制、事業実施スケジュールは適切か。
- ・一過性で終わることなく、補助事業の継続が見込まれるものか。
- ・3年計画に沿った内容か。 等

- 経費割合・目的、必要性、目標設定、実施体制及び継続性の5項目について審査を行い、このうち1項目でも0点の場合、不採択となります。
- 合計得点が満点の6割に満たない場合、不採択となります。
- 同じ事業についての補助は最大3年間となるため、4年目とみなされる場合や似た事業とみなされる場合、不採択や大幅に減点される場合があります。

(2) 加点

公益社団法人商連かながわからの推薦がある場合は、加点されます。

2 審査方法

- 有識者で構成する選考委員会において、提出された書類に基づく事業計画の審査と併せて、応募者や連携する商店街等の代表者の方に対面でヒアリングを行います。
- ヒアリングについての詳細は、募集締切後に応募者あてに連絡します。

3 補助対象事業の採択通知と公表

- 審査結果をもとに補助対象事業の採択を行い、採択結果を通知します。
- 審査結果により、交付申請可能額が事業計画の金額から減額となる場合があります。
- 採択された事業内容等は、県のホームページなどで公表します。